

令和7年度 町単 表現コミュニケーション教育委託に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨

児童生徒が演劇的手法を通じて、コミュニケーション能力や表現力、創造力を学び育むことを目的として、「アート的手法を活用した学び」を実践する。演劇をはじめ、さまざまなアート的手法を取り入れたワークショップなどを児童、生徒、教員に体験するとともに講師（ファシリテーターやコーディネーター）など文化芸術関係者のネットワークを構築し、子どもの発想を生かし育てる活動を取り入れることで、自己肯定感・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に生かせるよう取り組むもの。

また、軽井沢町における3つの教育一貫独自プログラムである、「軽井沢学」に位置付けられ、児童・生徒、教員が軽井沢愛を育み軽井沢力を磨いていく為の学びを行うもの。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 町単 表現コミュニケーション教育委託

(2) 業務の内容

令和7年度 町単 表現コミュニケーション教育委託に関する業務仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日

(4) 予算額（提案上限額）

委託費用（講師交通費及び教材費用他、総額の費用）

8,250,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

(5) 発注者

軽井沢町長 土屋 三千夫

(6) 実施形式

本事業の委託契約者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

3. 全体のスケジュール

(1) 全体のスケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

項目	期限・時期
①公募型プロポーザル実施公告	令和7年4月10日（木）
②実施要領等に関する質疑受付	令和7年4月10日（木）から 令和7年4月17日（木）まで
③実施要領等に関する質疑回答	令和7年4月21日（月）
④参加申込書の提出期限	令和7年4月24日（木）

⑤参加申込書の参加結果の通知	令和 7 年 4 月 25 日（金）
⑥企画提案書等の受付期間	令和 7 年 4 月 28 日（月）から 令和 7 年 5 月 12 日（月）まで
⑦企画提案書の審査	令和 7 年 5 月 16 日（金）予定
⑧審査結果の通知	令和 7 年 5 月 23 日（金）予定
⑨業務委託契約の締結	令和 7 年 5 月 29 日（木）予定
⑩審査結果等の公表	令和 7 年 5 月 30 日（金）予定

※スケジュール詳細については、参加候補者数が確定し次第、参加者へ通知する。

(2) 選定結果の発表

町ホームページへ掲載

(3) 選考方法

プレゼンテーション及び審査企画提案書等の内容を審査し、高い評価を得た企画提案者を契約候補者等として選定する。

(4) 担当部署

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2353 番地 1

軽井沢町 教育委員会 こども教育課 軽井沢高校・教育魅力化推進係

【電話】0267-45-8672（内線 186）

【FAX】0267-46-1152

【電子メール】miryokuka@town.karuizawa.nagano.jp

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) プロポーザル方式等により契約しようとする業務における当町の入札参加資格を有していること。
- (2) この公告日から契約締結の時までの間に、軽井沢町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要項等による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 軽井沢町暴力団排除条例（平成 26 年輕井沢町条例第 17 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (7) 国税又は地方税を滞納していないこと。

5. 参加申込

- (1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式 1）
 - ② 会社概要書（様式 2）
 - ③ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ④ 業務実績を証する書類（契約書等）
 - ⑤ 業務実施体制表（様式 3）
 - ⑥ 法人事業税の納税証明書（都道府県で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が 0 円であるものに限る。）
 - ⑦ 法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が 0 円であるものに限る。）
- (2) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時から 17 時まで）又は郵送及び、電子データでの提出（配達証明付き書留郵便とし提出期限内必着）
- (3) 提出期限 令和 7 年 4 月 24 日（木）17 時まで
- (4) 提出先 教育委員会 こども教育課 軽井沢高校・教育魅力化推進係
- (5) 提出部数 各 1 部
- (6) その他 提出期限までに参加申込書等の提出がなかった者は、本プロポーザルに参加できない。

6. 質問事項の受付及び回答

本プロポーザルに係る質問及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類 質問書（様式 4）
- (2) 提出期限 令和 7 年 4 月 10 日（木）から 4 月 17 日（木）17 時まで
- (3) 提出先 教育委員会 こども教育課 軽井沢高校・教育魅力化推進係
- (4) 提出方法 電子メールによる提出（電話により提出先へ受信を確認すること。）
- (5) 回答 令和 7 年 4 月 21 日（月）17 時までに参加者全員に通知または町ホームページにて随時公表する。

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（任意様式）
 - ② 会社概要書（様式 2）（再提出）
 - ③ 業務実施体制表（再提出）（様式 3）
 - ④ 業務工程表（任意様式）
 - ⑤ 業務実績を証する書類（契約書等）（再提出）
 - ⑥ 見積書（任意様式）
- (2) 提出部数 7 部
- (3) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時から 17 時まで）又は郵送

及び、電子データでの提出（配達証明付き書留郵便とし提出期限内必着）

- (4) 提出期間 令和7年4月28日（月）から5月12日（月）13時まで
- (5) 提出先 教育委員会 こども教育課 軽井沢高校・教育魅力化推進係

8. 企画提案書等の基本的事項

- (1) 提出書類は、7(1)のと通りの順番に並べ、インデックスラベルを付し、簡易製本（長辺とじ、ホチキスどめ可）すること。
- (2) 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (3) 使用する様式は、別に定めのある場合を除き、規定の様式を使用すること。
- (4) 企画提案書（任意様式）

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。原則として企画提案書は1者1提案とする。また、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

- ① 企画提案書表紙（任意様式）
 - ② 企画提案書（任意様式）
 - ③ 見積書及び内訳書（任意様式）
 - ④ 「企画提案書依頼事項」の項目の順に提案を行うこと。
 - ⑤ 頁枚数は20頁までとし、用紙はA4版印刷とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙の方向、サイズ又は記述方向を一部変更したりすることは差し支えない。
 - ⑥ 頁番号は各頁の下部中央に表示し、通し番号とすること。なお、表紙・目次は枚数に含めない。
 - ⑦ 文字のポイントは、原則12ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさに心がけること。
 - ⑧ 企画提案の記述にあたっては、企画提案者の説明がなくても読んで理解できる内容とすること。
 - ⑨ 企画提案に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として参加者が提示するものであることに留意すること。
- (5) 企画提案書は、業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。
- 具体的な契約内容等は、契約後に企画提案書を反映しつつ、町と協議の上決定することとする。

9. 審査

- (1) 審査会の実施
令和7年5月16日（金）実施予定

※詳細については参加者に後日連絡を行う。

※プロポーザルによる審査は、3者程度を見込んでおり、参加者多数の場合には事前に審査会で書類審査を行い、プレゼンテーションへの参加者を選定する場合がある。

(2) 審査会でのプレゼンテーション

参加者は、審査会において次のとおりプレゼンテーションを行う。

① 出席者

3人以内

② プレゼンテーション時間

- ・発表時間 15分とする。
- ・ヒアリング 5分程度とする。（必要に応じ）

③ その他

- ・プロジェクター、スクリーン及びマイクを当町が用意する。パソコンを使用する場合は参加者が持参すること。
- ・既に提出された企画提案書等の差替えや追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとする。

(3) 審査委員会の設置

審査は、町が設置する「表現コミュニケーション教育委託に係る審査委員会」が行う。

委員長は教育長とし、委員は、教育委員会関係者で構成する。所管課長及び所管課職員が構成数の3分の2以上とならないこととする。

(4) 審査方法等

- ・業務体制、企画提案内容、プレゼンテーション内容等を審査基準に基づき総合的に審査する。
- ・参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立することとする。
- ・審査は、参加申込書の届出順で実施することとする。

(5) 審査基準・審査方法

審査基準及び方法は、別紙のとおりとする。

契約候補者の審査方法は、各委員の採点結果の合計点を評価する方式（得点方式）及び各委員の評価順位を評価する方式（順位方式）を併用する。

- ① 得点方式で得点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から1位に評価された者を契約候補者とする。
- ② ①により両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から委員の多数決及び合議により契約候補者を選定する。
- ③ 2位以下も同様の方法で決定する。

(6) 審査結果

審査結果は、町ホームページで公表する。

10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領等に違反すると認められる場合
- (4) 審査会の委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求める等、審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 参考見積書の見積金額（税込）が提案上限額を超える場合

11. 契約締結

- (1) 契約は、選定された最優秀提案者と町との間で、企画提案書に記載された内容に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約の方法により契約を締結することを原則とする。

また、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案書の内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。

- (2) 本業務の目的達成のために必要な範囲で、項目・数量等を追加・変更・削除する場合がある。この場合、提案上限額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。
- (3) 最優秀提案者との協議が不調となった場合には、優秀提案者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

12. 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13. 留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 審査を厳正かつ公正に行うため、企画提案書及びプレゼンテーション等において、社名や会社のロゴマーク等により所属団体が判明する記載をしないこと。
- (3) 提出書類等は、返却しないものとする。
- (4) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (5) 本プロポーザル終了後、公平性、透明性及び客観性を期するため、提出された企画提案書等を町ホームページ等で公表することがある。
- (6) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (7) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (8) 町は、提案者から提出された書類について、軽井沢町公文書公開条例（平成 11 年 軽井沢町条例第 21 号）に基づいた請求があった場合は、第三者に開示することがあ

る。

- (9) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表等の使用については、全て提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (10) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- (11) 本プロポーザル又は契約に関し、本要領に規定しない問題が発生した場合は、発注者と委員会が協議の上判断するものとする。
- (12) 災害等不測の事態により、事業スケジュール、実施スケジュール等が変更される可能性がある。